

令和 8 年度（2026 年度）  
熊本県立高等学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定仕様書

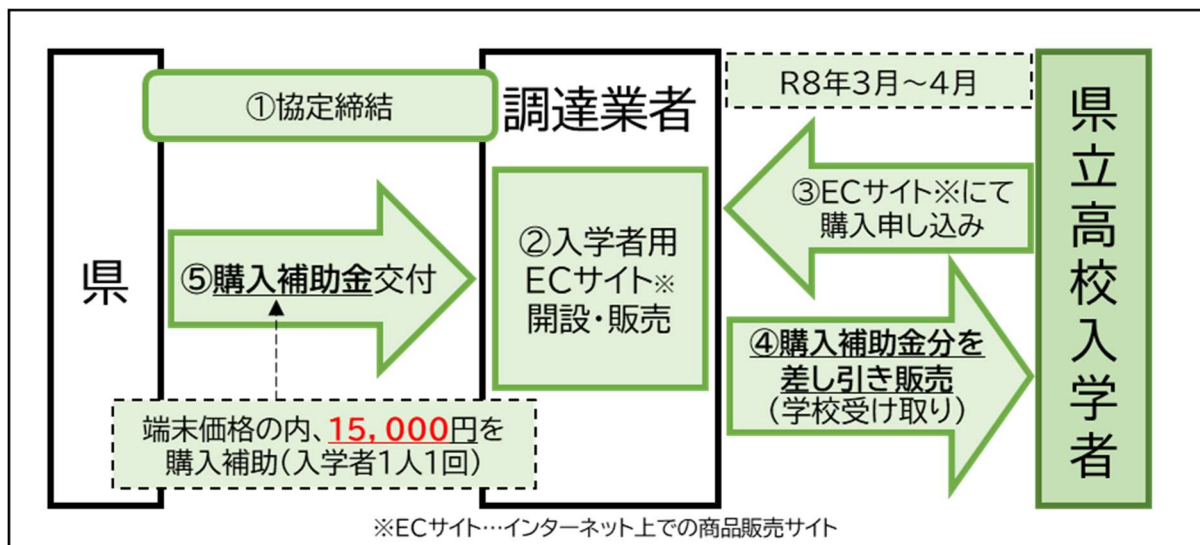
1 件名

令和 8 年度（2026 年度）熊本県立高等学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定

2 協定概要

- (1) 生徒及び保護者（以下「保護者等」という。）負担による学習者用端末の整備を令和 8 年度（2026 年度）熊本県立高等学校の新一年生から行う。
- (2) 保護者等の学習者用端末購入を支援するため、学習者用端末の調達業者（以下「事業者」という。）はインターネット上で学習者用端末を販売するためのウェブサイト（以下「EC サイト」という。）の構築・運用を行う。
- (3) EC サイトの要件等は、別紙 1「EC サイト運営仕様書」のとおりとする。
- (4) 保護者等は、EC サイトを活用して事業者と売買契約を締結し、学習用端末を購入する。
- (5) 学習用端末の性能は、別紙 2「学習用端末仕様書」を満たすものとする。
- (6) 端末の保証内容は、別紙 3「端末保証仕様書」を満たすものとする。
- (7) 端末のキッティングは、別紙 4「キッティング要件」を満たすものとする。
- (8) 保護者等の端末購入に当たり、別表 1 のとおり、県から事業者へ保護者等に販売された端末 1 台につき 15,000 円の補助金を令和 8 年度（2026 年度）に支給する予定。  
なお、事業者から保護者等への販売は、補助金分 15,000 円を控除した金額で販売するものとする。

別表 1「補助スキーム」



3 想定する販売台数及び販売価格の上限

(1) 9,000 台（想定）

※数量は過去の入学者の実績等をもとに想定した台数であり、実際の入学者（購入者）数の減少等により販売台数が減少した場合、減少した台数分の費用を県は負担しない。

(2) 販売価格の上限について

|                | 学習者用端末 1 台当たりの販売上限額<br>(消費税及び地方消費税を含む)                                                                                                                | オプションでの<br>購入項目                                            |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ChromeOS<br>端末 | 50,000 円以内（税込み）を意識した価格<br>（保証、キッティング等込）<br>※EC サイトにおける販売価格は、学習者用端末<br>1 台当たりの単価から、県補助金 15,000 円を差<br>し引いた金額とすること<br>※販売台数が変更となった場合も、販売価格は変<br>更しないこと。 | 購入申込時に、購入者負<br>担による 1 年の延長保証<br>（計 4 年間）を選択でき<br>るようにすること。 |

#### 4 納入期限

- (1) 全日制、定時制、通信制（4月入学）…令和8年（2026年）4月30日（木）

※協定から納品までのスケジュールについては、下記のように想定している。

令和7年（2025年）10月中旬：協定締結（予定）

11月中旬：販売機種や価格、販売方法を示すチラシのデータを納品

令和8年（2026年）3月11日（水）まで：ECサイト用チラシのデータを教育政策課に納品

3月18日（水）まで：ECサイト用チラシを学校に納品

3月25日（水）から：ECサイト開設

4月19日（日）：ECサイト閉鎖

- (2) ECサイト閉鎖後、追加で入学者が発生した場合には、ECサイトの一時的な開設や当該保護者等への学習者用端末の販売に対応すること。

#### 5 納入場所

- (1) 納入場所は各学校（別紙5）のとおりとする。

- (2) 納品時の梱包については、商品の購入者を示す方法や個別のラベル貼付の必要の有無等、各学校において購入者への円滑な学習者用端末の配付が可能となるよう、県と協議の上、対応すること。

- (3) 納入要件

保護者等から受注期限までに注文があり、代金の支払いを確認（分割払いの場合は審査終了）できた場合。

ただし、天災その他避けることのできない理由により期限内に納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに県と協議することとし、県がやむを得ないと判断した場合は、納入期限の延期を認めることとする。

なお、納品日時の詳細は各学校と調整の上、決定すること。

※注文受付分について、注文者氏名及び注文内容を学校ごとに一覧表にし、県及び各学校へ送付すること。また、各学校から問い合わせ等があった場合はその都度応じること。

- (4) 搬入作業では、各学校の施設や設備等を損傷することが無いよう注意すること。施設等の損傷があった場合は、各学校と協議の上、対応すること。

- (5) 学習者用端末は各学校が指定する場所に納品すること。

- (6) 学習者用端末の納品時は、各学校の担当者の立ち合いのもと実施すること。

#### 6 その他

- (1) ECサイトを利用できない保護者等については、ECサイトを利用せずに学習者用端末を購入できるよう事業者において対応すること。

- (2) 販売手続完了後、保護者等に対して、保護者等が購入した学習者用端末及びオプションの金額の内訳を記載した領収書を発行すること。なお、領収書は、必要に応じて再発行が可能であること（領収書と同様の内容を証明するものでも可）。

- (3) 本仕様書に係るオプション購入項目を除く全ての費用（ECサイト運用や学習者用端末の運搬及び搬入等に要する一切の費用を含む）を販売価格に含め保護者等へ販売すること。

- (4) 納品時までに判明した不具合や、納品後に判明した不具合（リコール）並びに初期不良については、事業者がメーカーと協力して、該当する機種全台を対象に部品交換や機器交換、修理対応等の改善措置を講ずること。なお、当該費用は、事業者の負担とする。

- (5) 学習者用端末の購入及び学習者用端末の保証期間中の故障に関する、保護者等や学校からの問合せに対して迅速に対応すること。なお、合格発表から学習者用端末の販売まで、保護者等や学校からの問い合わせ増加に対応できる体制を整えること。

- (6) 機密の保持

①事業者は、県の許可なく、本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報漏洩してはならない。

②事業者及び当該事業の業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本協定終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、県と事業者が協議して決定するものとする。